

令和2年7月22日

保護者 様

マドリッド日本人学校
運営委員長 服部 誠
校長 堀内正樹

学校の教育活動の「マドリッド・新しい生活ルール」について

残暑の候、保護者の皆様におかれましては、御健勝のことと拝察いたします。また、平素から、本校の教育活動に多大な御協力と御支援を賜り、感謝申し上げます。

さて、本校においては、スペイン国の学校休校要請が解除されたことを受け、9月1日より、感染拡大防止の対応を取りながら、再開することとなりました。再開にあたり、学校における取組の主なものをお伝えします。詳しくは別添「マドリッド・新しい生活ルール（詳細）」をご覧ください。

また、御家庭においても御協力いただきたいことをまとめさせていただきました。各家庭と学校が連携していくことが感染拡大防止の効果を高めると考えております。感染拡大防止と、子どもたちの学びを保障することの両立が図られるよう保護者の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、今後の状況に応じて対応を変更する場合がありますことを申し添えます。

記

1 学校における取組

- 児童だけでなく教職員も手洗いや咳エチケット、マスクの着用等の基本的な感染症対策を行います。体育でマスクを外すときは、間隔をあけて密にならないように工夫します。
- 教職員も発熱等の風邪の症状が見られるときは、自宅で休養します。
- 児童が登校後体調不良になった場合は、保護者の迎えを別室で待つようにします。
- クラスター発生のリスクを下げるため、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での会話や発声）の一つ一つの条件が発生しないよう配慮します。
※教室や廊下の換気（常時直線での2方向で窓を開ける）、机の配置の工夫等
- 登校後すぐに、健康観察記録表で家庭での検温結果を確認します。
- 家庭で検温できていない児童は、教室に入る前に検温します。
- 筆記用具などの物の貸し借り、ハイタッチや握手等の身体が接触するような活動は避けます。
- 物品の共用はできる限り避けます。難しい場合は使用後に手洗いを徹底します。（理科の実験、体育の球技、音楽の器楽等）
- 次の学習活動については、指導順序の変更等により、当分の間は行いません。
※狭い空間や密閉状態での歌唱指導、調理実習、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動、密集して長時間活動するグループ活動などの密集して長時間活動する学校行事
- 休み時間は、大声を出さないよう、身体的距離の確保を意識して過ごすように指導します。

○昼食前にも手洗いを徹底します。食べる直前までマスクは外しません。

机は合わせず、前を向いて食べます。

○消毒は、教室や手すりなど、多くの児童が手を触れる場所のほか、共用の教材、用具等について1日1回以上消毒液を使用して行います。

※感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを、発達段階に応じて指導します。

2 各家庭で御協力いただきたいこと

○手洗いや咳エチケット、マスクの着用、トイレの使用方法等の基本的な感染症対策を行ってください。

○免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるようにしてください。

○毎朝健康観察を行い、検温結果についてはチェックカード等に記入し、提出してください。

○発熱等の風邪の症状が見られるときは、自宅で休養してください。欠席扱いにせず、出席停止扱いとします。出席停止及び再登校にあたって、医師による診断は不要です。

○感染への不安のため登校しない場合も、欠席扱いにはしません。

○外出時の感染防止策について、各家庭で話し合うなど注意をお願いいたします。

○アルコールに過敏なお子様がおられましたら、担任までご連絡ください。

○児童及び御家族が新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）と診断された場合は、早急に学校に御連絡ください。

○次のいずれかに該当する場合は、学校にも御連絡ください。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合はすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様です。）

2 コロナ感染者、もしくはその疑いがある症状が学校関係者に出た場合の措置について

（1）コロナ感染症と登校・通勤について

児童生徒本人、教職員においてコロナ感染症にかかっている、または下記のような症状があり、感染の疑いがある場合は登校できません。

（2）コロナ感染者、もしくはその疑いがある症状が学校関係者に出た場合の措置について

○平日の活動中、児童生徒、教職員に上記のような感染症の疑いがある症状がみられた場合
・直ちに下校させ医療機関にて検査を受けます。

○児童生徒、教職員に感染者が出た場合

- ・報告を受けた翌日から医者への登校許可が出るまで出席または出勤を停止します。
- ・全校児童生徒の通常登校を取りやめ（最低5日間）、オンライン授業へ切り替えます。その間に、校舎内等の消毒作業を行い、並行して運営委員会や在外公館と開始日について検討します。

○児童生徒、教職員の同居しているご家族に感染者が出た場合

- ・ご家族の感染が分かった日に遡り、当該児童生徒教職員につきまして14日間の出席停止とし自宅にて経過観察のご協力をお願いします。

※児童生徒本人やご家族の感染で登校できなくなった日数は、出席停止扱いになり、欠席日数にカウントされません。

※児童生徒本人や同居しているご家族が感染したことで、欠席する場合は、そのほかの理由で欠席する場合と同様、速やかに症状等を学校までご連絡ください。

御家庭と学校が協力しながら，子どもたちが安心して学べる環境をつくっていいけるよう教職員一同取り組んで参ります。御理解・御協力をお願いいたします。